

12 強度行動障害を有する者への支援について

7 強度行動障害を有する者への支援について

(1) 強度行動障害支援者養成研修の実施について

強度行動障害支援を有する者は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり、虐待につながる可能性が高い。しかし、適切な支援により状態の改善が見込まれることから、専門的な研修により適切な支援を行う従事者を養成することが重要である。

このため、平成25年度に、強度行動障害を有する者に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を、平成26年度に、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を創設し、強度行動障害を有する者に対する適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を行うこととしている。

これらの研修の修了者については、平成27年度の報酬改定において、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件としているところであり、加算によっては、算定要件について、経過措置を設けているものもあるのでご留意いただきたい。

なお、和歌山県については、平成26年度から「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を実施し、平成27年度から「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を実施する予定であるので、受講が必要な施設等については、計画的に受講するようご協力を願いとする。

(2) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）と行動援護従事者養成研修について

厚生労働省から行動援護従事者養成研修について、平成27年4月からの行動援護従事者養成研修の取扱いについては以下のとおりとするとの説明があつたのでご承知おき願いたい。

① 平成27年4月からの行動援護従事者養成研修の取扱いについて

重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」において、行動援護従事者養成研修、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）及びこれらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者にあっては、重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程を修了した者とみなす取扱いとしている。

この取扱い等を踏まえ、行動援護従事者養成研修についても強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）及びこれらの研修課程に相当するものとし

て都道府県知事が認める研修の課程を修了した者にあっては、行動援護従事者養成研修を修了した者とみなす取扱いをすることを報酬告示の留意事項通知に盛り込む予定としている。

また、行動援護従事者養成研修修了者については、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者としてみなす取扱いとする予定であるので、ご承知おき願いたい。

② 行動援護従事者養成研修のカリキュラムについて

行動援護従事者養成研修については、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得とすることを目的としている。

重度訪問介護の対象拡大に伴い、行動障害を有する者が重度訪問介護を利用するに当たっては、事前に行動援護従事者等によるアセスメントや環境調整を経る必要があることを踏まえ、行動援護従事者養成研修においても、生活支援に関する事項等を学んでいただく必要があることから、行動援護従事者養成研修カリキュラムを強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）カリキュラムと同様のものに見直しを行う予定である。

なお、平成26年度以前に行動援護従事者養成研修を修了した者については、カリキュラムを見直すことに伴い、改めて研修を受講する必要はないが、居宅内での行動援護を可能とする取扱いしたことから研修を受講することが望ましい。